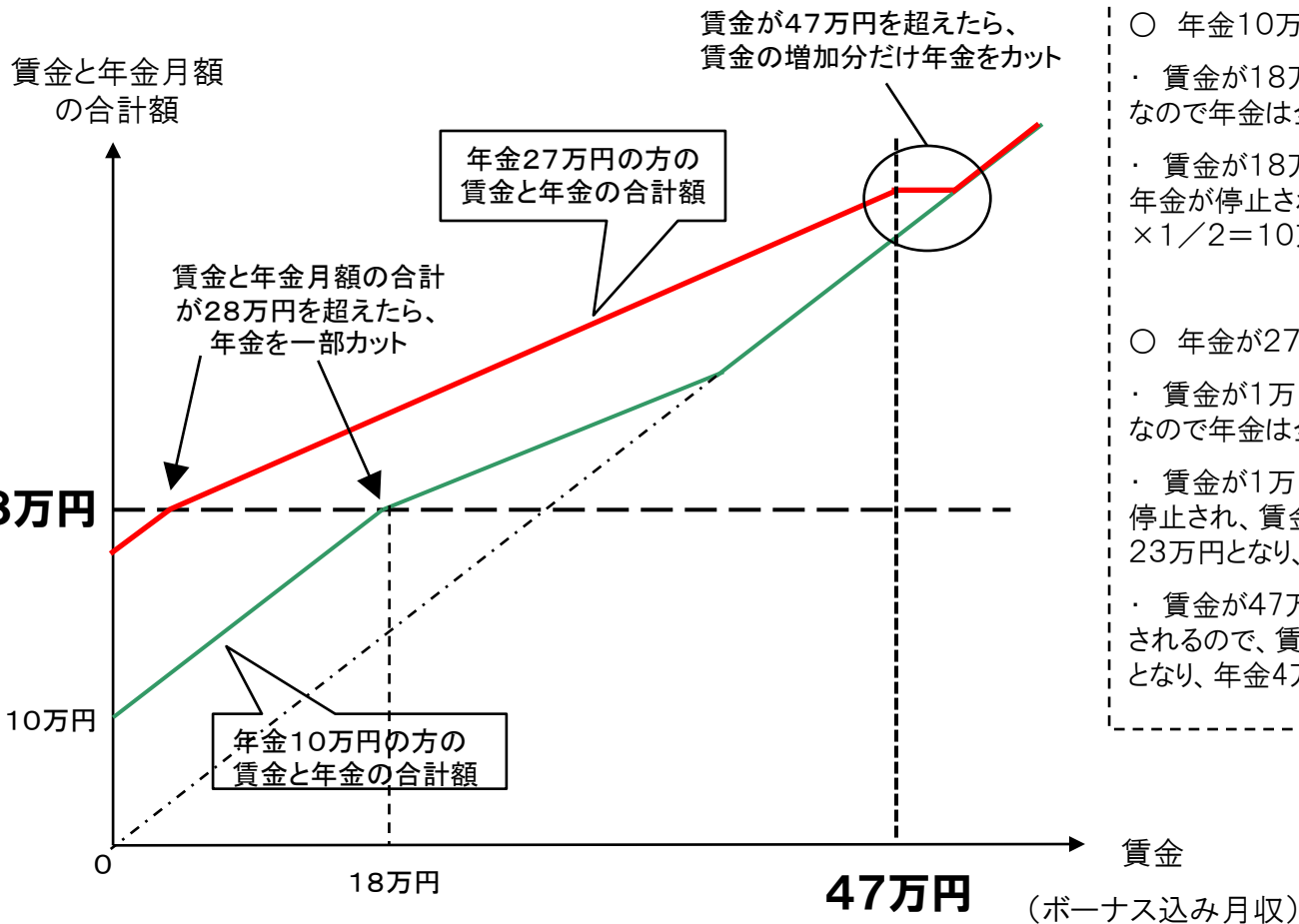


# 60～64歳の在職老齢年金制度

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止
- 賃金(ボーナス込み月収)が47万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止

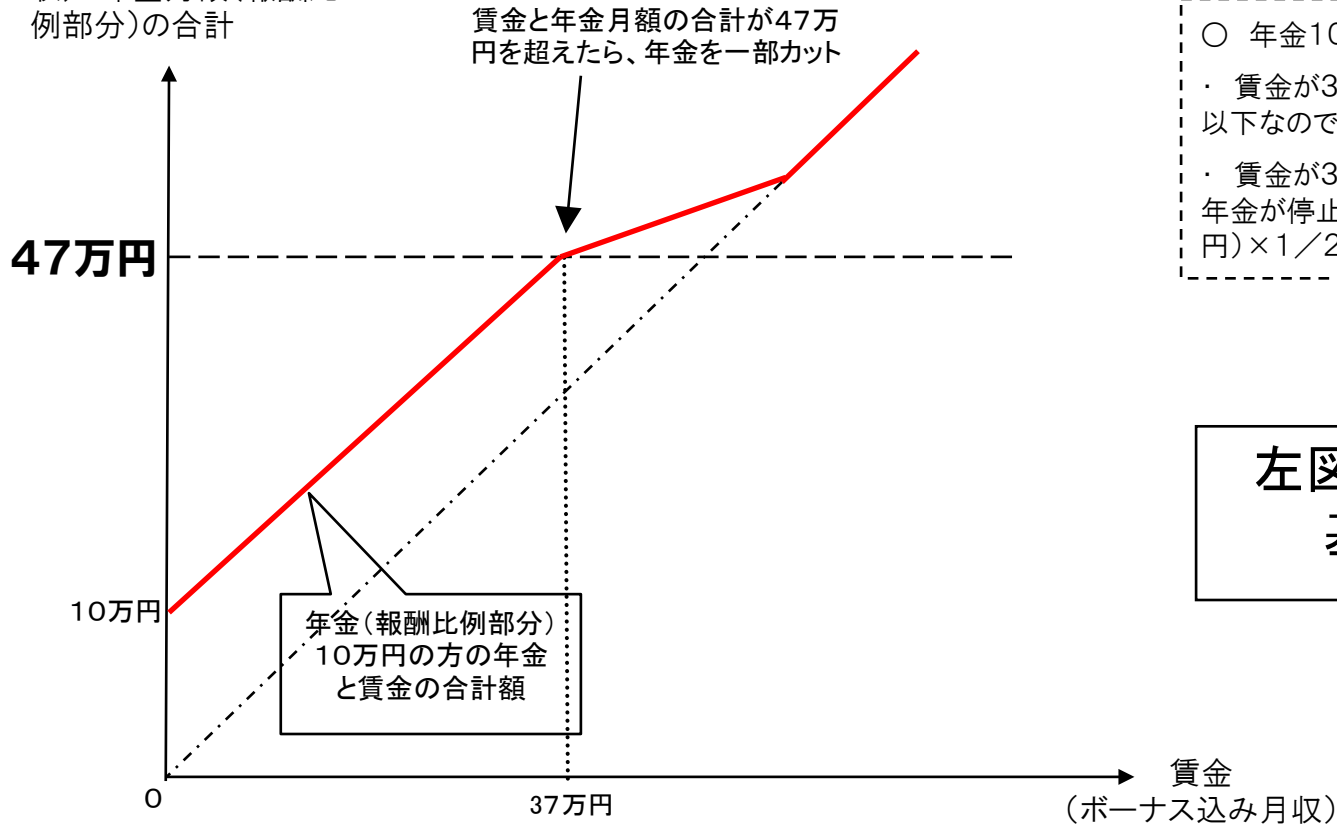


- 年金10万円の方(左図の緑色の線)の場合、
  - ・ 賃金が18万円までは、賃金と年金との合計額が28万円以下なので年金は全額支給
  - ・ 賃金が18万円を超えると、賃金の増加の1/2の割合で年金が停止され、賃金が38万円の方は、 $(38万円 - 18万円) \times 1/2 = 10万円$ となり、年金が全額支給停止
- 年金が27万円の方(左図の赤色の線)の場合、
  - ・ 賃金が1万円までは、賃金と年金との合計額が28万円以下なので年金は全額支給
  - ・ 賃金が1万円を超えると、賃金の増加の1/2の割合で年金が停止され、賃金が47万円の方は、 $(47万円 - 1万円) \times 1/2 = 23万円$ となり、年金は23万円停止され、残りは4万円。
  - ・ 賃金が47万円を超えると、賃金が増加した分だけ年金が停止されるので、賃金が51万円の方は、 $51万円 - 47万円 = 4万円$ となり、年金4万円が停止されるので、年金は全額支給停止

# 6 5歳以上の在職老齢年金制度

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金（ボーナス込み月収）と厚生年金（報酬比例部分）の合計額が47万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額（報酬比例部分）1を停止。

賃金（ボーナス込み月収）と年金月額（報酬比例部分）の合計



- 年金10万円の方(左図の赤色の線)の場合
  - ・ 賃金が37万円までは、賃金と年金との合計額が47万円以下なので、年金は全額支給
  - ・ 賃金が37万円を超えると、賃金の増加の1/2の割合で年金が停止され、賃金が57万円の方は、 $(57万円 - 37万円) \times 1/2 = 10万円$ となり、年金が全額支給停止

左図の報酬比例部分の他、  
基礎年金は全額支給